

# 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回」を求める

## 発議案に対する討論

千葉県議会議員ふじしろ政夫

千葉県 2 月議会での発議案への討論状況をお伝えします (3/13)。

「辺野古新基地建設工事中止を」「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し具体化の法整備中止を」求める意見書についての発議案に対し、ふじしろ政夫は会派を代表し賛成討論をしました。総選挙などでは“閣議決定反対”と言いながら県議会では「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回」を求める発議案に賛成しない政党議員会派とは何なののでしょうか？

今、組織にとらわれず県議会の場で“市民の思い”をはっきりと表明する必要があります。

## 発議案 11 号：「辺野古新基地建設工事中止を求める意見書」

今、沖縄辺野古の海では日本政府による自然破壊と、民主主義破壊の埋立て工事が強行されています。国は美しいサンゴの海に 15~40t のコンクリートを落としサンゴをつぶしてしまふ。それ故、翁長沖繩知事は“作業停止指示”を出しサンゴの損傷を調査し確認しました。国はあろうことか「一方的調査で遺憾」「国の安全保障や公共事業は一端申請が受け入れられると粛々と進めていく」ものと全く反省の気持ちもない。



又、新基地建設に反対する住民に対し、海上での海上保安庁の職員からの暴力的規制、キャンプシュワブゲート前で抗議する住民を逮捕するといった、住民の正当な民主的活動である抗議の意思表示に弾圧を加えている状況です。日米安保の地位協定に基づく刑事特別法をも使って住民の声を圧殺しようとしています。

オール沖縄で辺野古の新基地建設に反対の意思を表明している沖縄県民に対し日本政府は全く聞く耳も、見つめなおす目も持っていません。

国の進める基地建設に反対する人には会わないと言わんばかりに上京した翁長知事に首相も官房長官も逢わず (4 月にやっと会う)、沖縄振興予算も減額すると言った卑劣な圧力を加えています。

そもそも辺野古基地建設は世界一危険な普天間基地の代替とされていますが、その実際は代替でなく“新基地建設”だと言う事を沖縄の県民は問題にしています。

- ① 大浦湾に護岸 272m がつくられ 4 万 t の揚陸艦が接岸できるようになる。これは新たな軍港がつくられると言う事です。
- ② 埠頭は斜面設計でホバークラフト (揚陸艇) が自力で上げられるようになっています
- ③ 更にこれまで普天間基地にはなかった弾薬搭載エリアも造られ、燃料栈橋でジェット燃料が準備され、弾薬輸送船の接岸場所も出来どの様な弾薬が搬入されるか全く分からないのです。
- ④ そしてオスプレイのヘリパットが 4 か所造られるのです

普天間の代替でなく新たな 205h の強大な軍港・飛行場がつくられるのです。オール沖縄で反対するのは当たり前です。

しかも 0.6% の面積の土地に在日米軍の 74% が存在するようになった戦後の沖縄への差別構造をつくった政治・経済そのものが今、問われているのです。

名護市の市長選挙・名護市議会選挙・沖縄知事選挙・そして 12 月の衆議院選挙のすべてで辺野古の基地建設反対の候補者が勝利しています。沖縄の県民の声を聞こうともしない日本政府の行動は民主主義の否定以外の何物でもありません。

沖縄の民主主義を守るためにも、又、日本の民主主義を守るためにも沖縄県民の意思をくみ取り建設工事を即時中止すべきです。

# 発議案 12 号：「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、

## 具体化の法整備中止を求める意見書」

昨年7月1日政府は『国の存立を全うし国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の閣議決定で“集団的自衛権行使を容認”し、“海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するもの”等を示しました。これは日本国憲法の立憲主義、憲法9条の恒久平和主義、国民民主権の基本原則に違反する憲法違反そのものの内容です。

以下その点を明らかにします。

政府は閣議決定の中で、“憲法9条はその文言からすると国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが”憲法前文の「国民の平和的生存権」、13条の「生命、自由および幸福追求権」からすると、憲法9条は自国の存立を全うする為に必要な自衛の措置をとることを禁じていない。・・・これまでの政府は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に武力の行使が許されるとしてきたが、世界の安全保障環境が根本的に変容したとして次のように述べています。

“我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し我が国の存立を全うし国民を守るためにほかに適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは(新3要件)・・・自衛の措置として許容される”と集団的自衛権行使容認の論を展開しました。

しかし、よって立つ憲法前文、13条、9条から導き出される自衛は、“専守防衛＝個別的自衛権”を正当化する為、戦後60数年間自民党政権が論じてきたこと。しかもこの理論では「絶対に集団的自衛権は認められない」と言ってきたのが歴代の自民党政府であり内閣法制局なのです。

まさに改憲論者でもある慶応大学の小林教授が言うように集団的自衛権を導入したいなら憲法9条を変えなければ絶対無理と言う事を、閣議決定と言う場で行ってしまう事は、憲法96条の改憲手続き、憲法99条の憲法遵守義務を真っ向から否定するものです。

それは「憲法クーデター」とでも言うべきもの。麻生氏が言うところの「改憲手続きで騒がしくしないで、静かに静かに、ヒットラーの手口で・・・」のその手口そのものです。

立憲主義の否定という、日本の国の政治・経済の根幹である憲法を改正手続きをせずに変えてしまう閣議決定は、これから整備されようとしている法律をも含めて絶対に認めるわけにはいきません。これを認めてしまうなら日本の社会に国民民主権も、民主主義も、立憲主義も存在しないことになってしまいます。

ただちに7月1日の集団的自衛権行使容認等の閣議決定を撤回すべきです。

さて、3月6日集団的自衛権の法整備の骨格が明らかになりました。

集団的自衛権行使を担保するため、7/1の閣議決定で提示された集団的自衛権の新しい3要件を「存立事態」と言う新しい概念として法律に記載するとのこと。そして武力攻撃事態法を改正し「武力攻撃事態および存立事態対処法(仮称)」とするとのこと。自衛隊が存立事態でも出動できるよう自衛隊法の改正も。その他、他国軍の後方支援や人道支援を「特措法」をつくらずに行えるよう恒久法「国際平和支援法」を制定。PKOでの武器使用基準の緩和をPKO法改正で。周辺事態法の周辺事態の概念を廃止し周辺事態法を米軍以外にも支援を拡大する「重要影響事態法」に改正。

まさに、自衛隊を地球の裏側まで出動させ、しかも自国が攻撃されていないのに密接な関係の国への攻撃があれば一緒に闘うという集団的自衛権＝戦争を自由にやれるようにするための法整備がされようとしています。安倍政権がこのように日本の国の根幹を壊そうとする時私たち市民の良心を示す必要があります。

閣議決定の撤回と法整備中止を訴えていきましょう！